

第4節 組織体制

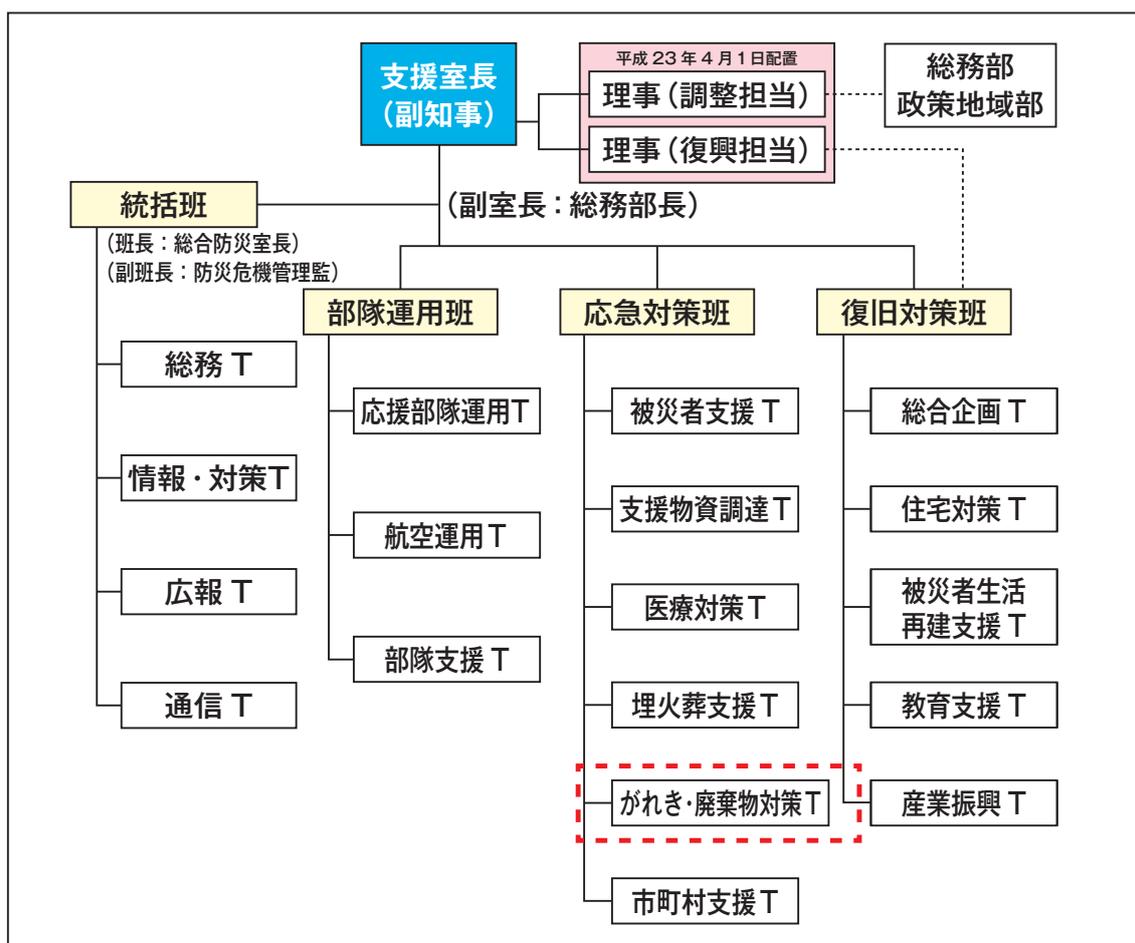
1 県及び市町村の体制

(1) 県の組織体制

災害廃棄物の処理については、県の災害対策本部（以下、「県対策本部」という。）の一部として環境生活部資源循環推進課（以下、「県資循課」という。）が発災直後から市町村の事務処理等を支援していた。当初、県対策本部では、大きな枠組みで市町村の支援や復旧業務を行う班体制を敷いていたが、業務が多岐にわたることから、平成23年3月25日に体制を見直し、個々の業務に対応するチーム体制とし、「がれき・廃棄物対策チーム」が設置された。

その後、膨大な業務の適正執行や市町村への技術的な助言を行うため、土木技術系職員や契約事務、廃棄物処理法に詳しい事務系職員を部内外からの業務支援や人事異動により確保した。しかし、それでも人員は十分でなかったことから、環境省を介し、他自治体から廃棄物処理業務に精通した職員の派遣を受け、組織体制を強化した。平成24年4月1日からは環境生活部廃棄物特別対策室（以下、「県廃対室」という。）とした。

また、国による人的支援として、平成23年6月3日、環境省現地災害対策本部・岩手県内支援チーム（以下、「環境省現地支援チーム」という。）が県庁内に設置された。



※Tはチームの略（平成23年3月25日現在）

（出典：「岩手県東日本大震災津波の記録」を一部加工）

図2.4.1 県対策本部支援室の組織体制

①県（本庁）の組織体制の変遷

表 2.4.1 県（本庁）の組織体制の変遷

時 期	組 織 体 制
平成 23 年 3 月 25 日	県対策本部支援室にがれき・廃棄物対策チームを設置
平成 23 年 5 月 2 日	県資循課内に災害廃棄物対策特命チームを設置
平成 23 年 6 月 3 日	県資循課内に災害廃棄物対策担当を設置 県庁内に環境省現地支援チーム設置【国】
平成 24 年 4 月 1 日	県廃対室を設置

②災害廃棄物対策組織体制

表 2.4.2 平成 23 年度の県（本庁）の組織体制

県資循課（年度途中での異動を含む）			
総括課長（技）、課長（技）、担当（特命）課長（事、技）		年度末 19 名	
担当 11 名（事 5・技 6）			
自治体支援		部内支援	
6月13日～9月16日	2名（名古屋市）	6月20日～9月22日	3名（技）
7月19日～9月30日	2名（大阪府）	9月12日	2名（技）
7月25日～7月29日	2名（神戸市）	9月22日～12月28日	2名（技）
9月27日～12月22日	2名（福岡市）		
9月14日～12月28日	2名（名古屋市）		
1月6日～2月17日	2名（名古屋市）		
1月10日～3月31日	2名（川崎市）		
2月15日～3月31日	2名（名古屋市）		

表 2.4.3 平成 24 年度の県（本庁）の組織体制

県廃対室			
室長（技）、課長（技）、担当（特命）課長（事・技）		20 人	
担当 9 名（事 4・技 5）			
自治体支援（通年）		部内支援	
東京都	1名（事）	7月1日～10月31日	3名（技）
名古屋市	1名（技）	11月1日～1月31日	1名（技）
福岡市	1名（技）	11月1日～3月31日	1名（技）
自治体支援（期間支援）			
福岡市	1名（技）	9月24日～12月21日	

表 2.4.4 平成 25 年度の県（本庁）の組織体制

県庁対室 室長（技）、課長（技）、担当（特命）課長（事・技） 担当 10 名（事 4 ・ 技 6）		20 人
自治体支援 （通年） 三重県 1 名（技） 福岡県 1 名（事） 新潟市 1 名（事） 名古屋市 2 名（事・技） 福岡市 1 名（技）	部内支援 9 月 1 日～1 月 31 日 1 名（技） 9 月 1 日～2 月 28 日 1 名（技）	

表 2.4.5 平成 26 年度の県（本庁）の組織体制

県庁対室 室長（技）、課長（技）、担当（特命）課長（事・技） 担当 7 名（事 2 ・ 技 5）		13 人
自治体支援 （通年） 名古屋市 1 名（事） 福岡市 1 名（技）		

(2) 市町村の組織体制

被災市町村においても、廃棄物を所管する環境担当室課や土木工事を担当する建設担当課を中心として、関連部局が一丸となり災害廃棄物の処理にあたった。

当該市町村の人員の不足は顕著であり、県内外を問わず各地の自治体から人員支援を受けた。

表 2.4.6 市町村の組織体制（災害廃棄物関係）

市町村	担当部署	支援（職員派遣元）自治体
洋野町	町民生活課	—
久慈市	生活環境課	—
野田村	住民福祉課	葛巻町
普代村	建設水産課震災復興室	—
田野畑村	生活環境課	—
岩泉町	保健福祉課、地域整備課	—
宮古市	環境課	盛岡市
山田町	町民課、建設課	青森県南部町、静岡県静岡市、静岡県沼津市、静岡県島田市
大槌町	環境整備課 (H 23 地域整備課)	盛岡市、北上市、西和賀町、千葉県市川市、東京都、東京都武蔵野市、神奈川県横浜市、滋賀県野洲市、滋賀県守山市、滋賀県栗東市、滋賀県草津市、奈良県斑鳩町、香川県小豆島町、宮崎県西米良村
釜石市	災害廃棄物対策室	北九州市
大船渡市	建設課	盛岡市、二戸市、八幡平市、東京都板橋区、神奈川県相模原市、静岡県浜松市、愛知県東浦町、三重県、三重県いなべ市、滋賀県甲賀市、大阪府大阪市、大阪府堺市、大阪府茨木市、山口県宇部市、大分県大分市
陸前高田市	市民環境課	北海道

2 残された課題と解決の方向性

(1) 人員の配置の弾力化

大規模災害発生後は、各方面で膨大な業務が発生するため、事業に優先順位をつけ、その都度人員を配置するなどの対応を取った。しかし、潤沢な人員配置は望めないことから、優先課題の変化をあらかじめ考慮し、柔軟に人員の配置換え等を行える体制を検討する必要がある。

(2) 民間事業者による支援の検討

上記や自治体間の職員派遣にも限度がある。解決の方向性として、民間職員を県や市町村に常駐させることなどが想定されるが、現在以上にそれらを一層支援し易くなるような手法を検討する必要がある。

(3) 部局間を超えた連携

市町村において専任の担当組織を設置したのは2市村にとどまった。市町村からの意見も、通常の業務と異なり、日常的に環境サイドと土木サイド等が連携し、必要な素養のある職員が一堂に会して業務を行う必要があったとするものが多かった。

第5節 協力・支援体制

1 国からの支援

(1) 環境省岩手県内支援チームの配置

国による被災地支援体制の一つとして、平成23年度から25年度まで環境省及び一般財団法人日本環境衛生センターの職員が県庁舎に駐在する形で現地支援チームが配置された。状況が変化していく中での環境省との連絡調整、技術的助言、平成24年度からは急激に増加した視察希望者への対応を追加する等、被災地からの視点で業務支援を行い、処理の円滑な進行に向け大きな助けとなった。

(2) 協議、現地指導、現地巡回

処理に係る技術的調整、広域処理の調整、国庫補助金の申請等、環境省との協議が極めて重要であったが、できるだけ被災地の職員が出向くことがないよう配慮され、多くの場合、同省の職員が県庁舎や被災市町村に出向き打ち合わせが行われた。

また、実情把握のための現地巡回や交付申請書の記載について現地指導（事前確認）などの支援が行われた。

2 岩手県災害廃棄物処理対策協議会

(1) 岩手県災害廃棄物処理対策協議会の設置

膨大な災害廃棄物の処理は被災地の復旧・復興の第一歩であることから、一刻も早い処理開始が求められた。

適正かつ円滑に処理を推進するため、関係団体の連絡・調整組織を設置すべきとの環境省からの提案を受けて、県では国や関連市町村長等を構成員とした県対策協議会を設置し、平成23年3月29日に第1回の県対策協議会を開催した。その場で、環境省から、地方の財政負担を実質的にゼロとすることや損壊家屋等の処理の進め方に関する方針が示された。

なお、出席した市町村等からは、現地の状況等を踏まえ、以下のような発言・要望があった。（発言）

- ・仮置場の確保ができない。公道の災害廃棄物撤去だけでも仮置場の容量を上回る。
- ・リサイクルは必要だと思うが悠長なことを言っている場合ではない。仮置場と仮設住宅予定地が重複しているところもあり迅速な処理が重要である。

（要望）

- ・広域的かつ極めて甚大な震災被害に鑑み、国において財政措置を含めた広域的な廃棄物処理体制を構築するよう要望する。
- ・廃棄物の区分や許可手続きについて、関連法令の弾力的な運用を要望する。
- ・冷凍冷蔵施設に保管していた魚などが腐敗し、悪臭などによる生活環境への影響が出ている。早期に処理する方法を検討願いたい。
- ・住民がバラバラに避難しており連絡が取れない、被災家屋等の撤去について広報・案内を強力に願います。

(2) 県対策協議会の構成

当協議会の構成については表 2.5.1 のとおりである。

表 2.5.1 県対策協議会の構成

国	市町村
復興庁岩手復興局 局長 ² 厚生労働省東北厚生局 局長 農林水産省東北農政局 局長 林野庁東北森林管理局 局長 水産庁仙台漁業調整事務所 所長 国土交通省東北地方整備局 局長 国土交通省東北運輸局 局長 海上保安庁第二管区保安本部 本部長 陸上自衛隊 第9師団長 環境省東北地方環境事務所 所長	宮古市 市長 大船渡市 市長 久慈市 市長 陸前高田市 市長 釜石市 市長 大槌町 町長 山田町 町長 岩泉町 町長 田野畑村 村長 普代村 村長
岩手県	野田村 村長 洋野町 町長
岩手県 知事（座長） 岩手県警察本部 本部長 岩手県環境生活部 部長（副座長）	関係団体等 岩手県市町村清掃協議会 会長（盛岡市長） 一般社団法人岩手県建設業協会 会長 一般社団法人岩手県産業廃棄物協会 会長

(3) 開催状況

連絡・調整組織として災害廃棄物の処理終了までに5回協議会を開催した。主な議題は表 2.5.2 のとおりである。

表 2.5.2 県対策協議会の開催状況

開催状況	主な内容
第1回 (H23. 3.29)	(1) 東北地方太平洋沖地震における損壊家屋等の撤去等に関する指針について (2) 岩手県における震災により発生した災害廃棄物処理の基本的考え方について
第2回 (H23. 6.20)	(1) 東日本大震災に係る災害廃棄物の処理指針（マスタープラン）について (2) 災害等廃棄物処理事業費国庫補助金交付要綱について (3) 県実行計画（案）について
第3回 (H23. 8.30)	・岩手県災害廃棄物処理に係る詳細計画について
第4回 (H24. 5.21)	(1) 平成23年度における災害廃棄物処理の進捗状況について (2) 県詳細計画の改訂について
第5回 (H25. 5.21)	・県詳細計画の改訂について

² 平成24年2月に復興庁岩手復興局設置に伴い追加。

3 市町村からの事務の委託

一般廃棄物に区分されている災害廃棄物の処理は、市町村の責務とされているが、市町村によっては行政庁が被災するなど行政機能が損なわれているところがあること、被災の範囲が広範囲であり発生した災害廃棄物の量が膨大であることなどから、市町村が単独で全ての災害廃棄物を処理することは困難であると見込まれた。県では、平成11年に軽米町での河川氾濫に伴う災害廃棄物の処理を支援した経験があり、それを上回る規模の災害であったことから、市町村の代行を検討するのは自然な流れであった。

そのため、環境省に対して、市町村に代わって県が処理できるようにすることと、市町村が行う場合と同様の財政支援について要望したところ、同省からは、既存の規定（地方自治法第252条の14第1項）に基づき県が市町村から事務の委託を受け代行処理することができるとの見解が示された。また、平成23年4月4日には、総務省自治行政局市町村体制整備課及び環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部廃棄物対策課連名の事務連絡が発出され、災害廃棄物処理事務の委託に関する規約例が示された。県ではこれを参考に事務の流れを示し、市町村の意向を確認しながら事務の委託に係る手続きを取った。具体的には事務の委託（受託）について議会の議決（又は専決処分）を得て、規約の告示を行った。

一方で、事業に要する経費の財政的支援については、市町村は国庫補助金の交付を受けることができるが、市町村から事務の委託を受けた県は補助金交付及び申請の主体となれないとされた。そこで、県が事業に要した経費は市町村に対して請求し、市町村はその額を含めて国へ補助金交付申請することにより財源を確保することとした。県と市町村は経費に係る協議書を取り交わし、委託事業に要した経費の負担について定めた。

(1) 事務の委託に係る手続き

事務の委託に係る手続きの流れは、表 2.5.3 のとおりである。

表 2.5.3 事務委託に係る手続きの流れ

市町村	県
<p>②委託依頼（申し出） 委託依頼文書送付（H23.4.8）</p> <p>④委託協議する旨議決（又は専決処分） 委託協議を議決（又は専決処分） （H23.4.11）</p> <p>⑤委託協議 委託協議文書、議決書謄本、議会会議録（専決処分書）送付（H23.4.11）</p> <p>⑩告示</p> <p>⑫経費に係る協議 経費に係る協議書（押印2部）送付</p> <p>⑭委託協議議決書謄本送付</p>	<p>①委託について意向確認 意向確認照会文書送付（～H23.4.8）</p> <p>③受託について通知 受託通知文書、委託規約（案）、（専決処分（案））参考送付（H23.4.8）</p> <p>⑥受託協議する旨議決（又は専決処分） 委託協議を受け、県議会へ受託議案を提出、議決（又は専決処分）（H23.4.11）</p> <p>⑦受託決定通知 決定通知書送付（H23.4.11）</p> <p>⑧告示依頼 告示依頼書送付（H23.4.11）</p> <p>⑨告示 県報掲載（H23.4.22）</p> <p>⑪経費に係る協議 経費に係る協議書（案）送付</p> <p>⑬経費に係る協議締結 経費に係る協議書（押印1部）送付、（押印1部）保管（H23.4.18）</p> <p>⑮総務大臣への届出 委託規約、県議会議決書謄本、市町村等議会議決書謄本、県告示送付</p>

※表中の日付は平成23年度に実施したスケジュールの一例である

(2) 市町村別の事務の委託の状況

災害廃棄物処理の事務の委託を受けるにあたっては、「平成 23 年東北地方太平洋沖地震及び津波により特に必要となった廃棄物の処理に関する事務」というかたちで、特に条件等は設けずに沿岸 12 市町村から包括的に事務の委託を受けた。

県が包括的に事務の委託を受け、市町村の要望に応じて柔軟に対応できる体制を取ったことから、追加の処理要請等に迅速に対応することができた。そのため県と市町村との関係は、円滑かつ良好な状態で処理を進めることができた。

事務の委託の状況は表 2.5.4 のとおりである。

各市町村から要請があった事務を県で処理する方針としたため、県が実施した事務の内容が市町村間で大きく異なる。そのため、主に県が処理をする市町村（野田村、田野畑村、岩泉町、宮古市、山田町、大槌町）と、独自で処理をする市町村（洋野町、久慈市、普代村、釜石市、大船渡市、陸前高田市）とに分けられる。なお、県に事務を委託して事業を実施すると、事業規模によって WTO 協定の対象となる場合があるため、一般競争入札における参加資格に地域要件を設定できないこと、入札期日の前日から起算して 40 日前に入札公告を行う必要があること等の手続きに時間を取られてしまうことになる。そのため、後者のように、市町村が独自での処理を選択した場合もあった。

なお、広域処理に係る関係自治体等との調整や処理困難物の処理先の調整などについては、主に独自で処理をする市町村であっても県が全体的な調整を行った。

表 2.5.4 市町村別事務委託の状況

市 町 村	実 施 機 関	(1) 家屋等の解体	(2) 仮置場までの収集運搬		(3) 仮置場における選別	(4) 仮置場からの収集運搬	(5) 処分					(6) 処理計画の策定	
			① 民有地等	② 道路・河川等			① 自動車	② 家電	③ PCB等処理困難物	④ 広域処理	⑤ その他の一般的な災害廃棄物		
洋野町	町 県	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
久慈市	市 県	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
野田村	村 県	○	○	○			○						
普代村	村 県	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
田野畑村	村 県	○	○	○	○	○		○	○	○	○	○	○
岩泉町	町 県	○	○	○	○	○		○	○	○	○	○	○
宮古市	市 県	○	○	○	○	○		○	○	○	○	○	○
山田町	町 県	○	○	○	○	○		○	○	○	○	○	○
大槌町	町 県	○	○	○	○	○		○	○	○	○	○	○
釜石市	市 県	○	○	○	○	○		○	○	○	○	○	○
大船渡市	市 県	○	○	○	○	○		○	○	○	○	○	○
陸前高田市	市 県	○	○	○	○	○		○	○	○	○	○	○

4 他の自治体からの支援

県及び市町村双方において、人員の不足は深刻な状況であった。特に専門的知識を有する技術系の職員の不足は顕著であったことから、国や全国知事会等に対して支援要請等を行った。

(1) 県への協力・支援

人員の不足に加えて、県では通常、災害廃棄物どころか通常の廃棄物でさえ自ら処理を行うことがほとんどないため、実際の災害廃棄物の処理に関係する知見の蓄積も不足していた。そのため、環境省等の調整により、政令指定都市等から実際に廃棄物行政（処理施

設の設置や事務手続き等)に携わった経験のある職員の派遣を受け、体制を整えていった。

派遣職員の日夜にわたる献身的な業務ぶり和本県プロパー職員にない視点は、処理の進捗のみならず本県職員への刺激となった。

(2) 市町村への協力・支援

人員の不足は県より市町村において一層顕著であり、人的な支援が必要不可欠な状況にあったことから、市町村においても国の調整や災害協定等に基づき多くの自治体から業務支援を受けた。また、施設の受入れにおいては岩手県市町村清掃協議会を通じた調整が機能した。

5 学会・民間団体等からの協力・支援

災害廃棄物を処理するに当たり、各界から様々な協力・支援を受けた。

表 2.5.5 に主な協力・支援団体をあげる。

表 2.5.5 主な協力・支援団体

名 称	協力・支援概要
一般財団法人日本環境衛生センター	災害廃棄物処理に係る技術的助言
一般社団法人岩手県産業廃棄物協会	災害廃棄物処理に係る技術的助言
一般社団法人日本マリン事業協会	FRP 船の処理に係る助言
一般社団法人廃棄物資源循環学会	災害廃棄物の基礎データ（放射性物質濃度等）の収集等
岩手県環境整備事業協同組合	発災直後の混乱期におけるし尿の汲取り、運搬、機材等の無償支援
岩手県市町村清掃協議会	各種支援に係る調整等
公益社団法人岩手県農業公社	復興資材の活用に係る助言
公益社団法人地盤工学会	県復興資材活用マニュアル策定監修等
公益社団法人全国都市清掃会議	災害廃棄物処理に係る技術的助言
公益社団法人におい・かおり環境協会	仮置場の悪臭・害虫対策
公益社団法人日本国際民間協力会	防疫作業への指導、助言等
公益社団法人廃棄物・3R 研究財団	災害廃棄物処理に係る技術的助言
公益社団法人日本ペストコントロール協会	仮置場の悪臭・害虫対策
全国環境整備事業協同組合連合会	発災直後の混乱期におけるし尿の汲取り、運搬、機材等の無償支援
独立行政法人国立環境研究所	土壌調査要領策定に係る助言等
独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構	復興資材の活用に係る助言
独立行政法人防災科学技術研究所	「がれき撤去作業管理システム」の支援

また、阪神・淡路大震災の教訓から、災害廃棄物の処理について、下記の団体と県が協定を結んでおり、道路啓開や浄化槽の被災状況の確認などに有効に機能した。

- (1) 一般社団法人岩手県建設業協会
- (2) 一般社団法人岩手県産業廃棄物協会
- (3) 岩手県環境整備事業協同組合

6 ボランティアによる支援

災害廃棄物に関連する支援として、被災家屋からの災害廃棄物の搬出、重機で除去できない細かな廃棄物の回収、海中の災害廃棄物の引上げ、写真などの思い出の品の返還などがボランティアにより行われた。これらの行政では対応しきれない分野についての支援は円滑な処理に欠かせないものとなった。

7 残された課題と解決の方向性

(1) 専門的知見を有する職員の不足

甚大な被害に対応するため、その都度、業務内容が変化していくことから、こうした実情に応じて組織体制などを柔軟に変更していく必要があった。そのような中で、自治体内の各部局や県外も含めた多くの自治体から支援を得て対応した。それでもなお、とりわけ専門的な知見を有する土木技術系の職員の不足が顕著であり、特定の職員に多くの負荷がかかる状況が生じた。

派遣する側の自治体等の定員状況が厳しいこと等から、民間職員等による応援を幅広く受入れる体制を検討する必要がある。

(2) 補助制度上の課題

県が補助金の交付申請主体になれなかったことから、災害報告書の作成、市町村への事業費の請求、経費の按分などにおいて、県と市町村の間で調整しなければならない事項が増加し、事務手続きが煩雑化した。事務の委託を受けた県が交付申請主体となれるよう補助制度上の検討が必要である。

(3) 事務委託における課題

災害廃棄物は事業活動に起因するものではないため原則一般廃棄物として整理されているが、その内容や性状はきわめて産業廃棄物に近いものが多かった。東日本大震災津波により発生した災害廃棄物についても、土砂混じりの不燃系廃棄物など通常の一般廃棄物処理施設では処理しない性状のものが多くあったが、当該施設を中心に処理しなければならず、様々な困難な事態が生じた。また、一般廃棄物であるがゆえに、被災の程度等に関係なく当該市町村が処理責任を負うほか、他の地域で処理すること（広域処理）にも様々な支障が生じた。

- ① 一旦事務を委託すると委託元の自治体は権限を失うが³、柔軟かつ効率的な処理を行う必要があった。そこで環境省と協議の上、委託元の自治体が災害廃棄物の処理の

³ 松本英昭『新版 逐条地方自治法<第6次改訂版>』（学陽書房・2011年）1187頁参照。

一部を自ら行うことを申し出た場合、その意向を尊重し、申し出の範囲で当該自治体が災害廃棄物の処理を行うものとした。かかる運用が実態に適合していたことから、事務委託を行う場合でも、必要に応じ委託した側も当該事務の全部または一部を行うことができるようにする必要があると思われる。

- ② 県が発注する場合、一定金額以上はWTO協定が適用されることとなるが、この調達手続きに時間を要する等の理由から、市町村が県に事務を委託したくてもできないという事態を回避するため、市町村が県に事務委託した際には、当該手続の適用を除外する必要があると思われる。

(4) 多方面の団体等との日常的な連携

膨大かつ多様な内容や性状の災害廃棄物を迅速に処理するには、多方面かつ多様な処理先を確保することが必要であり、そのためには関係機関との日常的な連携と相互理解が必要である。

そこで、災害廃棄物処理に関係する機関（市町村・国・県、産業廃棄物協会等）で構成する対策協議会、県内市町村等で構成する市町村清掃協議会、広域処理自治体との会議等を通じてあらかじめ相互連携を図っておくことが必要である。